

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

巻頭言／35年目のこと（佐藤貴美子）-----2

95春闘情勢とたたかい方――職場からの報告

全労連・全国一般労働組合愛知地方本部-----4

労働組合訪問シリーズ／（東海地区私立大学教職員組合連合）-----6

シリーズ・そこが知りたい／阪神大震災と地震観測体制（丹羽和彦）-----8

労働相談ホットラインから（平松清志）-----10

食料問題と労働運動（後藤 基）-----11

資料：愛知の主要労働経済指標-----15

研究所だより-----16

●第50号

○1995年3月15日

愛知労働問題研究所

解離性大動脈瘤で心臓カテーテル検査を受けた時、主治医は夫に「癌の告知と一緒にですが、結果を御本人に知らせますか」とたずねたとか。彼は「お願いします」と答えた。

主治医の説明をかいつまんで言うと、「大動脈の血管が縦に裂けて、その傷がふさがらぬ。手術をしたいが血管がボロボロで不可能だ。再び切迫が始まれば打つ手はない」というものだった。

熱でぼんやりしていた私は、事態を充分にのみこんだわけではなかったが、“あんまり希望はないんだなあ”と受けとった。ふしぎに動揺はなかった。

——いい人生だったじゃない。

自分に向って言ってみた。

働き続けて、七冊の本を書いた。『父さんシルクロード』を書きあげた。仲間の電通労働者たちが、「『母さんの樹』は身内の話で、いわば私小説だったけど、今度はよお書いた」と喜んでくれた。国鉄を不当解雇された機関士さんたちは、「口下手な俺たちに代って、よく働いてくれます」と感謝してくれた。

うつら、うつら、と夜明けを迎えた。早朝、個室の電話が鳴った。夫からだった。

「あなた、ゆうべ眠れた？ 僕、先生の話をおあなたに聞かせたことを後悔して、一睡もできなかった……」

——一体、誰に向って言ってるのよ。

受話器を置いてから、思わずつぶやいた。本人の私が、先生の話でショックを受けたとしたら、とどめを刺すことにならない？

しっかりしてよお、私が居なくなったら、どうするのよ。いざという時に、頼りにならないんだから……。

夫の電話で、しゃきっとしてしまった。“ここで私がしっかりせねば何とする”といういつものパターンである。

さし当っての段取りをつけねばならぬ。テープに遺言を吹きこみ始め

た。一日おきに来てくれている文学同盟名古屋支部の増田勝さんに、「友人葬」を頼んだ。文学同盟と電通と池内わらべ保育園の三者で、実行委員会をつくってほしい。会場は家の近くの勤労会館で。香典はもらってほしい。それを、全動労の争議団とかわらまち夜間保育園へ半分づつカンパしてほしい。故人の意志だからって、お礼状を出してね……。

大真面目だった。

そうこうしているうちに、傷口がふさがらぬまま、生きて帰ってきてしまった。

「宣告」を受けた時、パニックを起こしていたら、血圧が上って一巻の終りだった、とあとで言われた。

仙台に住む友人から電話があつて、この話をすると、「うちのと同じ」と笑い出した。彼女は、夜なかに腸が破れた。夫に民医連の病院へ電話をかけてもらった。「ベッドがないって」。「もう一度頼んでっ！朝岡とよ子だと！」。「特別扱いを頼むわけ？」。ためらう夫から、やおら受話器をとり、友人宅へダイヤル！ 病院へ運んでもらった。「手術しますか」。「はい」。あとで看護婦が言った。「普通、ショック状態なのに、あなたは肝が据つてた。だから生還できたのよ」。「うちのったら、手術へ入っていく私に、“とよ子、死ぬなよ。俺より先に死ぬなよ”なんて」。彼女はふと声をあらためた。「臆病な私が肝が据つてるなんて、だてにたたかってきたわけじゃなかった」。

感慨がこみあげる。彼女も私も、「60年安保」の時に、組合の専従役員をつとめた。女の職場に女の役員が必要だ、と説得されて、おずおずと引き受けたのだった。全国の電話局に、そんなふうにな女の役員が生まれていった。

細腕に、組合員の利益がかかっていることに気がつき、死にものぐるいで勉強し、たたかいの場数を踏んできた。

「あれから35年だね」。

「ひょっとして、安保をたたかったおかげで、生還できたのかもね」。

ふたりで声を合せて笑った。

(作家、当研究所会員)

95春闘情勢とたたかい方---職場からの報告

大企業と政府に、怒りをこめたたたかいを

人間らしく生き、働くための大運動

「ヒューマンロード200」への挑戦

全労連・全国一般労働組合愛知地方本部

書記長 黒島英和

中小・零細企業、商業・サービス、一般産業の労働者を中心に組織する全労連・全国一般労組は大企業と政府による「賃下げと首切り」「生活破壊と中小企業つぶし」を許さず、生活と権利、雇用と職場を守るたたかい、として95春闘を取り組めます。

特徴は①「ヒトとモノ」の大規模なスクラップ化と中小企業つぶし、つまり経済がマイナス成長でも、売上げがマイナスでも高収益を上げていくための事業の再構築を図ろうとしていること。②総人件費の削減と規制緩和を狙いとして、企業の海外進出、下請けの切り捨て、出向・配転・首切りの人員削減など、大量失業時代を大企業や政府がつくりだし、大量の不安定雇用労働者をテコにして大企業のための規制緩和を狙いとしていること。

こうした情勢の下で、全労連・全国一般は①情勢や労働者の状態、職場の状態をつかみ、政府・財界のマスコミを使つてのゴマカシ宣伝と春闘つぶしの思想宣伝を跳ね返す宣伝活動に取り組む。②職場や地域から労働者の生活や中小企業の厳しい実態、大企業の横暴と村山連立内閣の悪政実態を大量宣伝で明らかにしていく。③会社の宣伝を鵜呑みにせず、経理公開をさせ、企業実態を分析し、正確につかみ「合理化」攻撃や職場の実態、経営の問題点などを調べて、要求実現のみちすじ「政策」を作る。また、「要求と会社回答」に対し、職場の圧倒的な声を反映させるアンケート活動をすすめる、職場の多数派運動で要求の実現をめざす。④経営危機・「合理化」対策と争議支援のたたかいでは、とくに首切り、賃金体系改悪、労働強化などのリストラ「合理化」攻撃に対して、労働者の権利と労働条件、雇用と権利を守ることを基本にしてたたかう。倒産・閉鎖、経営危機や「合理化」攻撃に対しては中央・地域の指導と援助を集中してたたかう。

国民生活の大幅底上げ、労働条件改善と雇用安定の運動

企業内だけのたたかいでは真の要求実現はできない。そこで人間らしく生き、働くこと、と大企業の横暴と悪政をやめさせる「二大運動」に取り組めます。その一つは、国民生活の大幅な底上げのために「全国一律最低賃金制」の確立をめざす運

動です。現在の低賃金構造は、企業規模による格差が大きくあり、その土台は「地域最低賃金」で大企業労働者の賃金のわずか20%となっています。さらに公務員賃金を決める「人事院勧告」（基礎は標準生計費）と管理春闘が低賃金に抑えこむ仕組みになっている。また最低賃金制は、中小企業の下請け工賃や内職工賃、農民や中小業者の自家労賃、生活保護費などの基礎となっている。つまり賃金と国民生活の土台となっている最低賃金制を「全国一律制」にして、大幅に引上げること。そして「週35時間制の確立」でゆとりある社会をめざす。この運動は国民生活の底上げと労働時間短縮で消費購買力を高めて、内需拡大による不況打開と雇用の拡大をすすめる道である。ことに確信をもって運動を進めることにしています。具体的には「最低賃金生活体験」取組、「全国一律最低賃金制の確立、地域最低賃金額と課税最低限度額の大幅引上げ」、「週40時間制の完全実施・週35時間制の確立」をめざす100万署名を中期的取組として実施する。

中小企業を守る大運動では、不況打開と大企業の横暴を規制し、中小企業・地域経済を守る政策の実現めざし、多くの労働組合や中小業者・中小企業家と大きな運動をつくりあげ、要求の実現をめざす100万署名をすすめる。

職場活動の強化と官民共闘の前進で要求の実現めざす

全労連・全国一般は、全労連・春闘共闘の提起する統一行動に全国の職場が足並みを揃えてたたかいをすすめることにしている。

職場では①情勢・生活実態、要求実現の道すじの宣伝・学習を「皆でたたかってこそ、要求がかちとれる」ことを軸に宣伝を強化する。②「みんなで討議、みんなで決定、みんなで行動」を合い言葉に全組合員参加の春闘をたたかう。③役員会は集団指導体制で要求づくり、職場闘争、団体交渉、統一行動を強化する。活動の原則を徹底することが要求実現のカギである。

さらに大きな実現をめざし、公務員の仲間との共同と共闘をひろくすすめます。愛知国公・自治労連愛知県本部・愛知高教組の協力を得ながら、三年目を迎える官民共闘では、94春闘以上に要求の実現をめざす。職場の長年の課題や実現困難な要求項目をはじめ、「合理化」や制度要求などを中心に職場から持ちより検討する。「実現めざす課題」についての、組合の考え・会社の回答、すすまない理由、問題点などを出し合って検討する2回の「要求交流集会」。さらに2回の「回答確約要請行動」、に今年は団体交渉にも継続して参加したり、集会などにも参加して貰えるような工夫をして要求実現にこだわる春闘をめざしたい。官民共闘では、要求の政策化活動や組織活動の改善にも役立ち、公務員職場や組合活動への理解を高める上でも、多くの成果を実現することができます。春闘だけに止まらず日常的な運動に反映できるよう取り組んでいきたい。

大学・短大の将来計画づくりをめざす

東海地区私立大学教職員組合連合

1991年、大学設置基準が「改正」され、また18歳人口の減少期に入り、大学を取り巻く環境は大きく変化し、「大学倒産」の時代を迎えたとも言われます。そのような中、個別私立大学・短期大学は「生き残り」をかけて動いています。そして、それは教職員をはじめ、大学・短期大学に何を及ぼしているのでしょうか。また同時に、組合はどのような取り組みをすすめようとしているのでしょうか。

東海地区私立大学教職員組合連合の片山書記長にインタビューしました。

私立大学・短期大学に組合があるというのは、どのくらい知られているのでしょうか。現在東海地区の私立大学・短大において組合があるのは、大学で約4割、短大では1割ぐらいです。このような状況は、それぞれの大学・短大の民主化の状況をそれなりに反映していると思いますが、実際ひどい経営者のいる大学・短大は多いと思います。

東海地区私立大学教職員組合連合（以下「私大教連」）の組織状況ですが、組合があっても単組の事情で加入できなかったり、組合ができないこともあって、なかなか単組数は増えていません。近年ひとつの大学とひとつの短大に組合ができ、そこが新しく加盟してきたところです。ひどい経営者のいる大学の教員からは、駆け込み的に相談があるのですが、大学教員の特殊性もあって、なかなか組合をつくるどころまではいかないようです。組合のないところの実態は良く分かりませんが、賃金・労働条件、教育・研究条件はひどく、本当に信じられないようなことが、まかり通っているようです。

さて現在の取り組みで重要視していることは、18歳人口の減少期を迎えたこともあり、大学・短大の将来計画を組合が提起していけるような力量をもつということです。しかしながら、大学というところでは、教授会との関係もあって、政策をどこまで踏み込んで具体的に提起していくか、という点では難しい点があります。例えば、入試を挙げてその点を紹介しますと、入試改革を組合が提起したとしても、教授会の権限事項ですから、その中身を具体的に挙げることは困難です。仮に中身を挙げるのができたとしても、実行を決定するのは、教授会ですから、組合の問題提起が生きたとは限りません。

また政策を提起し実行するとなると、それは教職員が実行することになりますから、組合員間の合意をどのようにするかが、もうひとつ難しい点です。例えば、大学・短大の自己点検・評価というものが、行われるようになりましたが、これは「大学改革にとって意義あるものだからやりましょう」となったとします。しかしでは誰が行うかと言えば、教職員なのです。ですから、いろいろな立場から自己点検・評価のとらえ方が出され、合意する

にも相当な時間とエネルギーを必要とします。

したがって、「政策」といっても、いろいろ分けて考え、場合によっては全学的な立場からの問題提起となることもやむを得ないところです。

そのような難しさはあるにせよ、今組合は「のんびり」構えていることはできません。18歳人口は今後どんどん減っていきますし、どの段階かは分かりませんが、2000年以降の高等教育計画を大学審議会が明らかにするでしょう。したがって、この5年から6年の間に、経営・教学・組合の3者が合意できる大学・短大の将来的な「青写真」をもたないと、大変危険な状況を迎えてしまうと思います。実際大学審議会答申では、大学・短大が潰れても学生は何とか対応すると言っていますが、教職員については何もふれていないのです。

ですから、組合も経営の問題に関心ではおられません。むしろ、いい意味で経営の側との「共同」の取り組みも必要となっているのではないかと思います。

運動の難しさはふれましたので、少し私大教連レベルでのその難しさについてふれたいと思います。私大教連段階で運動方針を考える時、いつも頭を抱えるのが、どうしても最大公約数的なものになってしまう点です。大学・短大の組合は、経営者と教学の関係において、運動のあり方が相当違い、また規模によっても相当な違いがあります。言い換えれば加盟大学・短大の状況はひとつひとつ皆違うのです。そのような中で、同じ「土俵」で議論することが大変難しく、ひとつの課題がある大学・短大で受け入れられても、別のところからは、「いやそれは違う」ということになることもあるのです。しかし、個別組合の限界もあるわけですから、そのあたりをどのようにくみ上げていくかも考えなければなりません。

このようなことばかりお話ししていると、私大教連は皆ばらばらになっているように思われるかも知れませんが、そうではなく例えば私立大学・短大への国の助成金を増額させるための運動は、一致して取り組んでいます。

最後に、今見られる新しい問題について紹介したいと思います。

そのひとつは、大学・短大の事務職員にかかわるもので、人事制度の変更です。具体的には職能資格制度の導入です。今なぜこの時期に職能資格制度を導入するのか、その動機は分かりませんが、経営の側は「合理化」をはかる意図は確かだと思いますが、同時に事務職員の業務力量を高めることが必要と判断しているのではないかと予想できます。どうも知識や力量面を重視しているようなところがみえます。

また全体がどのような流れとなっていくか分からない点もありますが、おそらく人事制度の変更に手をつけた後、部局の統廃合、人員の削減が行われるのではないかと予想できます。

もうひとつは、「収益事業」の展開です。すでに有名大学では収益事業を行っているところもありますが、この東海地区の大学でも、それを行うとする動きが見られます。おそらくこれも事務職員に何らかの影響を及ぼすものと考えられます。

いろいろ困難は予想できますが、社会や父母・学生の要請に応える大学づくりをめざしていきたいと思います。(1995年2月21日)

(インタビュー：木村 隆夫、文責：杉山 直)

阪神大震災と地震観測体制

丹 羽 和 彦

1月17日未明に発生した兵庫県南部地震による災害（阪神大震災）は、5,400名を超える尊い人命が奪われるなど、都市直下型大地震による大惨事となった。犠牲となられた方々に慎んで哀悼の意を表し、被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げる。

今回の地震に際し、気象庁の現場からの報告や現地調査などから、今後私たちがなすべき対策と運動の方向についても、貴重な教訓を得た。

第一には、異常時における「人の力」の重要性である。

気象庁は、1991年より、観測者の体感によりもとめていた震度を、計測震度計という機械での発表に切り替えた。地震が発生すると、各地方气象台や測候所に設置されている震度計が震度を測定し、自動的に電話回線を通じて管区气象台や気象庁本庁へ送信され、これが報道機関などへ流れる仕組みだ。今回の地震では、計測震度計の故障や通信回線の途絶により、神戸や洲本（淡路島）の震度発表が遅れた。震源地に近い洲本測候所は、島内すべての自治体の反対決議にもかかわらず、気象庁の合理化方針により、昨年4月から夜間は無人化にされた。このため、地震発生直後に自宅から駆けつけた職員が体感で震度を判定し、無線で大阪管区气象台に「震度6」と通報した。

気象庁当局は、測候所を夜間無人化にする際、計測震度計が整備され、体制に問題はないとしてきた。しかし、今回の地震でも明らかなように、高性能な機械も回線が途絶しただけで役にたたなくなる。機械の故障や通信回線が途絶しても臨機に対応でき、しかも住民に対して正確な情報を伝えることが、自治体などの非常体制確立を促す第一歩である。

その点では、気象庁が現在までに34の測候所を夜間無人化し、今年新たに八つ増やす計画を進めていることは大きな問題があり、この地震を教訓に夜間無人化を撤回すべきである。

第二には、地震業務に関連する要員と予算が少ないことである。

地方气象台への地震専門官の配置は、要求を始めて16年たった現在でも、すべての地方气象台に配置されていない。

また、気象庁の1995年度の年間予算は、職員の人件費も含めて約700億円で、国民一人あたりに換算すると「コーヒー2杯分」でしかない。近年防災の重要性が叫ばれているなかでも、その伸び率は、国全体の予算の伸びより低くなっている。ましてや地震関連予算はそのうちの約2億円である。

これは、気象庁の姿勢ばかりでなく、気象庁のような防災機関についても定員削減や予算の圧縮を進めてきた国の政策にも問題があるといわざるを得ない。

第三には、地震観測・監視の強化と地震予知に向けた体制の問題である。

気象庁や国土地理院などで構成する地震予知連絡会は、観測を強化しなければならない「危険地域」として全国十ヶ所を「特定観測地域」として指定した。

ところが現在、国の重点施策としてもっとも観測・監視体制が整備されているのは、いわゆる東海地震を想定した東海地域だけである。この地域は、気象庁のほか国立防災科学技術研究所、東京大学などの機関が、地震計、地殻変動（歪、伸縮、傾斜）、地下水、潮位など133項目の観測網を整備し、常時観測をしている。今回の地震を契機に、せめて東海地域並の観測・監視体制を全国の「特定観測地域」に展開すべきである。それと同時に、国民が期待する地震予知にむけ、調査研究をいっそう充実する必要がある。

さて、愛知県をはじめとした東海三県の気象庁の地震観測体制はどうなっているのだろうか。

愛知県は、1891年の濃尾地震（死者、行方不明約7,000名、M8.0）をはじめとして、1944年の東南海地震（1,000名、M7.9）、1945年の三河地震（2,000名、M6.8）などの地震災害に見まわれている。今後も、ユーラシア・プレートとフィリピン海プレートの境に発生するだろう巨大地震（東海地震もその一例）、今回の兵庫県南部地震のような活断層のずれによる地震など、いつ起きても不思議ではない。

前述の「特定観測地域」のなかには「名古屋・京都・大阪・神戸地区」が含まれている。「この地域にはかつて、M7級の被害地震が発生しており、また、活断層が密集している。養老断層沿いに比較的大きな水平歪、琵琶湖西岸に北上がりの地盤傾動が見られる。社会的に特に重要な地域である」がその指定理由である。

ところが「地震予知は無理」という前提のもと、観測体制をこれまでほとんど強化してこなかった（東海地震対策は除く）というのが実態である。犬山や稲武に地震計や傾斜計などの観測網が展開されているが、これも東海地震対策のためにすぎず、活断層で起こる地震などには対応できない。

また、自治体などの非常体制確立を促す震度情報の発表について、今回の兵庫県南部地震の洲本測候所のようなことが起こらないとも限らない。現在、愛知県の伊良湖測候所、三重県の四日市測候所と上野測候所が夜間無人化になっている。

愛知県は1959年、伊勢湾台風に襲われ5,000名の犠牲者を出した。あれから36年、その後の台風進路予想の進歩など、科学や技術力の進歩で、いまでは台風によるこうした災害も未然に防げるようになってきた。

地震予知は確かに困難であろうが、私たちは、気象庁の人員と予算を増やし、地震観測体制を強化することによって、地震予知のためのデータの蓄積などを行い、その前進をはかり後世につなげていくべきだと考えている。

（全気象労働組合関東中部地方本部書記長、にわ かずひこ）

労働相談ホットラインから

平 松 清 志

3月4日に、日本労働弁護団の呼びかけに応じて、東海地方でも名古屋・岐阜・四日市の各地で、電話による労働相談ホットラインを実施しました。

この電話相談は1993年から始めたもので、名古屋では6回目になります。当日は、延べ17名の弁護士が待機しましたが、午前10時の開始とともに4回線の電話はつながりっぱなしとなり、結局一日で名古屋だけで87件（東海3県合計では126件）もの相談が寄せられました。87件という数自体が今までで最高の件数であり、相談の中身も、解雇・退職という雇用問題そのものが40件と半数近くを占め、また年齢別では45歳以上の相談が43件もあり、とりわけ中高年労働者の事態の深刻さを認識させられます。以下、具体的な相談例をいくつか紹介します。

まず、解雇問題について、今日の経済状況を反映しているものとして、I市にあるミシン製造会社で従業員180名の内、3分の1にあたる60名に対して指名解雇を強行してきたという相談がありました。この会社は製品の90%を輸出に頼っており、海外に子会社を展開する一方で、国内は縮小をはかってきたというもので、企業規模はさしておおきくないものの、円高による業務不振と打開をはかるための海外進出による労働者への犠牲押しつけという構図がうかがわれる事案です。労働者の中では組合をつくって闘おうとする機運もあり、弁護団としても援助をしていく方針です。

同様に、名古屋市内の陶磁器関連の輸出会社で、業務不振によって6名が指名解雇されたという事例もあります。この二つの例は、ともに希望退職などの募集もされておらず、「利益があがらないなら、労働者を追い出すしかない」という使用者の安易な発想によるもので、到底、整理解雇の要件を備えたものとは思われません。

また、零細企業が倒産してしまって賃金が未払いのままという事例も5件を数えたことも今回特徴的なことと言えるでしょう。

さらに、大手出版社で、従前はパート従業員がしてきた加除本の差し替え業務について、パートは首切り、新たに請負類似の業務委託契約とし、社会保険の適用外とするという事例や、小売業で正社員からパートに身分を変更させようえ賃金カットというひどい事例の相談もありました。労働実態はそのままで、不安定な雇用形態にするというのです。

このほか「年俸制」導入にともなう残業代の不支給とか、「役職定年制」採用により役職手当ばかりでなく、基本給も大幅にカットされたというような労働条件の「悪乗り」変更ともいうべき、トピカルな相談もありました。

労働者が知恵（法律知識）と力（団結）をつけないと、資本はどんどん労働者を切り捨てていくものだと、あらためて実感した今回の電話相談でした。

（名古屋南部法律事務所弁護士、ひらまつ きよし）

食料問題と労働運動

後 藤 基

いつまで日本人でありつづけられるか

私たちはいつまで日本人でありつづけられるか。最近の食料・農業をめぐる動きを見てみると、食料を自前で調達することのできない、この国の私たちは、これから全き意味で日本人と言えるであろうか、という疑問がわいてくる。「新農業政策」の発表、米不足を理由にした250万トンにも及ぶ米輸入の強行、ガットウルグアイ合意とWTOの発足など、矢継ぎ早に政策が実行されている。その結果、1月に農林水産省が発表した「食料需給表」では、日本の食料自給率はカロリーベースで前年度の46%から37%にまで急落した。また穀物自給率に至っては、22%となった。世界史的にみても自国の基幹産業をこれほど散々な事態に追い込んだ国はかつてなかったと言えよう。食料・農業をめぐる一体どんな事態が進行しているかについて、幾つか示してみよう。

大企業による農業参入

まず1992年に農林省が発表した「新政策」は、米輸入自由化を前提とした政策である。米輸入自由化を先取りして、地域と農家を選別し、9割の家族経営を切り捨て、1割の大企業の農業と農地への進出を誘導する政策である。新政策の具体化にともなって、法改正が進められてきたが、そのうちの「農地法」の改正は、農業生産法人の推進と、生産法人の「事業」、「構成員」を緩和し、大企業の農業と農地への参入・支配へ布石をつくったといえる。やがて、生産・流通・加工・消費に至る全行程をにぎる大企業があらわれることになる。特に主食の米には多くの企業が既に参入している。例えば、キリンビール米品種開発・販売、欧米種子企業の買収、三井系列一米開発・販売、中国種子公司からのハイブリッド種子輸入の独占権、三菱系列一バイオによる米新品種開発、タイに米菓工場建設、トーマンイーギリスに米取引会社設立、などの他にも住友、丸紅、伊藤忠、味の素等の企業が米産業に参入している。

米輸入は世界の経済攪乱

労働組合訪問シリーズ

昨年の米の輸入も大きな問題である。米輸入については、流通から消費に至るまで様々な点が問題となった。世界の米の生産量のうち貿易量は3%前後の約1400万トンであり、極めて品薄の市場である。これまで最も輸入量が多いのは、イランの80万トンである。そこに日本が、250万トンの大量買い付けを行うことは当然にも国際的影響は大きなものがある。米の国際価格は、日本の買い付けを反映し、シカゴ先物取引市場のインディカ米価格は、もみ1トン当たり140ドルから264ドルへと高騰したのである。また日本の買い付けによって、タイからアフリカへの輸出停止、北朝鮮への輸出契約が破棄されるなどの事態も生じている。

農産物「自由化」は日本農業解体への道

これまで述べた一連の経過の上で、GATT合意—WTOによる米を含む農産物の総自由化が実施された。「自由貿易」のルールに国内の農業は全て投げ込まれた。その内容を簡単に述べれば、農業保護補助金の削減、輸出補助金の削減、輸入制限の撤廃等であり、さらにガットの「自由貿易」原則を歪めている諸政策の抑制・削減を各国が一致して行うというものである。「自由貿易」の原則のもとに、日本は2000年には約80万トンに及ぶ「ミニマムアクセス」と呼ばれる米の「輸入の義務化」をうけいれたのである。最近では米以外にも、野菜輸入の増加が著しい。輸入国ではアメリカ、中国、台湾、オーストラリアなどであり、特にアジアからの輸入が増加しつつある。東京中央卸売市場での輸入野菜占有率では、カボチャ42%、アスパラガス36%、オクラ24%が外国産で占められている。またオクラでは国内の端境期には、タイ、フィリピン産で市場の90%を占有している。こうしたことから、国内産地では作付けの削減や産地消滅の要因ともなっている。こうして日本は、国内農業を投げ捨て純輸入国の途をひた走ることになる。

食料の自由化は世界農業の破壊

ではこのような急速に食料・農業が「自由な市場」へ追い込まれ日本農業を解体する方向は、一体どこに起点があるのか。それは日米貿易摩擦に始まっているといえよう。自動車に代表される日米間の貿易不均衡是正の手段として、円高、貿易自由化、対米投資、アメリカの輸出促進意欲の増進という方法がとられ、そ

の狙いが、日本市場の門戸開放、対米譲歩を引き出すことにあった。

特にアメリカが目指してきたGATT農業合意の意図するところは、GATT提案が多国籍穀物商社であるカーギル社の重役によって行われたことに示されるように、世界食料システムの再構築であり、そのためのあらゆる貿易障壁を除去することである。アメリカは最大の、輸出補助金を農業に与えており、それによって国際価格低廉に維持している。それは輸出価格をアメリカ国内の生産コストより安く設定することによって、日本農業の破壊をもくろんでいるのである。国際価格競争に勝てないならば、農民が土地を放棄することはやむをえないとする議論は虚構である。食料の自由化は、アメリカの利益のため、日本を始めとした世界各国の農業を破壊することを意味している。

食料は自立の問題である

世界の食糧問題は、アメリカ農業のように、農産物「過剰」という問題と、アフリカに代表される食料の「不足」の問題が併存しており、メダルの表裏をなしている。つまり、農産物の自由化は、必ず次の段階でまた新たな過剰と不足を作り出すことになる。いまの世界食料事情のなかでは、農産物の自由化は、際限のない価格高騰と買い占めによる不足をもたらし、益々飽食と飢餓を拡大することとなる。そうした事態を回避する方法は、食の独立しかないのである。ここに二つの事例がある。

一つはベトナムの例である。ベトナムは穀物自給率では日本と全く対称的である。かつての二度にわたる世界大戦によって、食料不足と国際経済における地盤沈下に学び、穀物自給率の向上と農業振興に努力した結果、穀物輸入国から輸出国へと転じている。今一つは、日本は1920年に朝鮮の地において「産米増殖計画」をおこなったことがある。国内の食料不足による米騒動の危機を回避すべく、植民地からの米の移入を行おうとしたが、財政資金の絶対的不足により当初計画は達成されず、生産高もほとんど伸びなかった。しかし、日本への移出高は約3倍に飛躍的に増大した。そこには他国民のくいぶちまでを略奪し、朝鮮人に飢餓を押しつけるという実態があったのである。

食料を他国に依存して、その国の経済発展などはない。他国の食料を略奪して、その国民経済や文化は健全たりえない。食料・農業は経済であり文化である。食料・農業を語ることは、まさしくヒューマニズムを語ることである。かつての歴史から学び、いまこそ人間思想の転換が求められているのである。

農産物輸入や「価格破壊」は経済・生活破壊

日本の貿易収支の黒字を外国からの輸入増加によって解消しようとする事は間違いである。たとえば米で言えば日本の需要量1000万トン全てを仮に輸入するとして、また日本の輸入によって国際価格が上昇すると仮定した場合でも、貿易黒字の約7%程度にしかならないのである。むしろ輸入拡大による「価格破壊」のターゲットは、農業や中小企業という日本の産業を底辺で支えてきた産業である。日本経済の実勢を無視した、円高の上にたった括弧つきの外国製品を輸入するということは、結局、国内の農業だけでなく多くの企業を破壊するものであり、行き着くところは農民・労働者の生活破壊である。「価格破壊」は、円高によって生じている錯覚であり、為替レートによって外国からの安い製品を持ち込んでいるだけである。それとて、輸出国の農民や労働者から安く調達したものである。例えば中国の農民一人当たりの平均年収は日本円で約11、000円、タイの農民の平均年収は約20万円という水準である。中国では米価水準は日本の20分の1であり、昨年日本の会社が中国に設立した米飯加工会社の米の買い付け価格は、1キロ当たり18円という安さである。

「悪魔のサイクル」を断ち切る大運動を

「悪魔のサイクル」を断ち切って、バランスのある輸出をするためには、労働者の賃金と国内価格を守ることが必要になってくる。価格破壊—内外価格差解消は輸入の拡大ではなく、国際収支—為替レートを引き下げていく努力こそが求められる。それは、海外へ進出し国内産業を空洞化することではなく、また過剰な輸出をやめることである。経済水準、輸出水準を農民・労働者の権利を守りながら、経済発展をうる為替レートの水準まで引き下げる戦いが必要となる。

繰り返しになるが、食料は生命そのものである。食料を政治的・経済的武器として扱うことは、世界中の人々の基本的権利の侵害である。食料・農業をどうするかと言う問題は、国民主権をどうするかという問題であり、日本人が人間として生きていく根源に関わってくる重大問題である。それだけに、食料を守るために「状態を土台にした総合的な運動」を基礎にして、様々な組織と連動した運動が求められている。

(所員・名古屋経済大学)

主要労働経済指標（愛知県）

1994年12月分まで

年 月	人 口 (各年 10月1日) (各月1日)	労働力 人 口 (年平均 および3カ月平均)			雇用保険 受給者 実人員 (一般)	有効求人 倍 率 (原数値 除新卒 含パート)	常用労働者数 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上			
		千人	千人	%			調査産業計	パート比率	製造業	パート比率
1989年	6,643,180	3,558	56	1.6	273,787	2.13	1,372(...)	...(...)	663(...)	...(...)
90年	6,690,603	3,642	57	1.6	259,917	2.47	1,402(2,340)	8.5(14.1)	674(892)	8.2(12.9)
91年	6,748,789	3,669	66	1.8	263,401	2.54	1,439(2,394)	8.5(12.8)	684(902)	8.6(11.0)
92年	6,797,531	3,761	66	1.8	294,987	1.86	1,458(2,432)	8.6(12.9)	688(907)	8.5(11.1)
93年	6,830,372	3,845	80	2.1	377,924	1.05	1,518(2,440)	10.6(15.1)	689(907)	8.4(12.0)
94年 5月	6,843,533				37,954	0.62	1,515(2,449)	10.9(15.7)	678(890)	8.8(12.0)
6月	6,847,605				41,806	0.63	1,513(2,454)	10.8(15.8)	677(889)	8.7(12.2)
7月	6,850,651	8,839	109	2.8	41,441	0.66	1,510(2,450)	11.0(16.0)	674(886)	8.8(12.6)
8月	6,851,420				43,894	0.73	1,504(2,441)	10.8(16.1)	671(884)	8.9(12.5)
9月	6,855,042				42,439	0.77	1,502(2,438)	11.0(15.9)	669(881)	9.1(12.6)
10月	6,856,722	8,790	115	3.0	41,594	0.77	1,502(2,440)	11.1(16.1)	669(882)	9.3(12.9)
11月	6,860,806				41,299	0.76	1,503(2,446)	11.3(16.3)	669(884)	9.5(13.5)
12月	6,863,911				39,764	0.76	1,500(2,444)	11.4(16.4)	667(882)	9.5(13.2)

年 月	常用労働者数 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上				常用労働者一人平均月間給与と総額／実賃金の対前年同期増減率 (事業所規模30人以上) ※()内は事業所規模5人以上			
	卸・小売	パート比率	サービス	パート比率	調査産業計		製造業	
					月間給与総額	実賃金(%)	月間給与総額	実賃金(%)
1989年	千人	%	千人	%	円	対前年増減率	円	対前年増減率
90年	193(...)	...(...)	241(...)	...(...)	370,927(...)	3.2(...)	356,509(...)	3.5(...)
91年	201(540)	21.1(26.6)	248(448)	5.7(11.6)	387,040(343,603)	1.7(...)	372,376(342,112)	1.4(...)
92年	212(557)	20.3(22.4)	257(469)	7.6(12.7)	411,900(372,934)	0.2(3.4)	392,344(363,140)	0.2(1.3)
93年	218(569)	20.9(22.4)	263(483)	8.1(12.3)	414,081(376,341)	-1.5(-0.4)	398,487(368,722)	-0.4(-0.3)
	236(537)	19.6(27.8)	303(518)	14.2(16.5)	407,834(368,186)	-1.2(-3.0)	384,839(360,336)	-3.3(-2.4)
94年 5月	234(544)	20.4(30.6)	309(529)	14.5(16.7)	311,657(290,386)	-1.6(0.0)	298,403(288,076)	-0.3(1.2)
6月	233(546)	20.0(31.0)	309(531)	14.5(16.8)	583,495(511,125)	2.6(4.5)	451,087(412,871)	-3.8(-2.0)
7月	233(546)	20.5(29.7)	309(530)	14.7(17.8)	562,188(494,784)	-3.7(-3.4)	456,811(587,864)	0.3(-1.2)
8月	233(544)	20.2(30.5)	307(527)	14.2(17.4)	322,451(304,787)	3.8(3.1)	305,002(296,311)	3.0(2.4)
9月	232(543)	19.9(29.3)	308(530)	14.8(18.0)	318,440(296,276)	3.6(2.3)	306,968(303,473)	4.5(3.9)
10月	231(546)	20.1(29.2)	309(529)	15.0(18.2)	317,716(293,284)	2.6(1.8)	300,260(288,247)	2.3(2.2)
11月	231(545)	20.4(29.4)	309(530)	14.8(18.0)	316,796(292,016)	1.8(1.4)	301,918(288,451)	2.3(1.9)
12月	230(545)	20.5(29.6)	311(533)	14.9(18.4)	918,901(787,737)	-0.1(-0.2)	877,438(774,646)	3.3(1.7)

年 月	常用労働者一人平均実労働時間数 (事業所規模30人以上) ※ () 内はパート労働者を除いた数値				月平均 消費支出 名古屋市 勤労者 世帯	消費者 物価 指数 (11市 平均)	鉱工業指数 (年数値は原指数)		倒 産 ※負債 1千万 円以上
	調査産業計		製造業				生産	生産者 製品在庫	
	総実労働時間	所定外	総実労働時間	所定外					
	時間	時間	時間	時間	円	1990年=100		件	
1989年 90年 91年 92年 93年	2,124.0(...)	226.8(...)	2,221.2(...)	314.4(...)	323,617	96.7	92.5	101.2	216
	2,084.4(...)	225.6(...)	2,178.0(...)	309.6(...)	343,156	100.0	100.0	100.0	181
	2,055.6(...)	212.4(...)	2,125.2(...)	278.4(...)	332,192	103.5	101.9	105.3	378
	2,006.4(...)	172.8(...)	2,065.2(...)	216.0(...)	327,329	105.0	96.2	110.1	499
	1,920.2(2,019.9)	152.5(168.2)	1,957.0(2,015.1)	153.4(164.9)	338,001	106.1	89.2	104.1	607
94年 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	148.7(156.6)	11.8(13.0)	149.7(154.4)	12.4(13.4)	347,349	107.0	85.7	97.7	43
	165.4(173.9)	12.0(13.2)	169.4(174.2)	13.2(14.3)	356,613	106.7	90.6	99.0	49
	164.4(173.0)	12.2(13.5)	169.1(173.9)	13.0(14.1)	370,602	106.1	86.4	91.7	40
	148.9(156.7)	11.0(12.2)	148.9(153.5)	11.9(12.9)	331,674	106.5	88.9	93.0	54
	160.2(168.8)	11.8(13.1)	165.7(171.1)	13.4(14.5)	330,974	106.9	88.8	92.5	62
	160.7(169.1)	12.4(13.6)	167.1(172.3)	13.9(14.9)	...	107.3	r88.1	r91.1	66
	163.4(172.2)	12.8(14.1)	170.3(175.8)	14.0(15.2)	...	106.8	89.6	89.3	48
	159.7(168.4)	12.4(13.8)	166.8(172.1)	13.7(15.0)	...	106.2	*90.1	*90.2	49

注1)愛知県企画部統計課『あいちの統計』『あいちの勤労』『あいちの鉱工業動向』より作成。*印は速報値。r印は修正値。
 2)常用労働者数・労働時間数・月額給与と総額は1993年1月より、新たに抽出された標本事業所による調査結果の数値である。
 3)1989年以前はパート労働者と事業所規模5人以上の調査が、1992年以前は一般労働者とパート労働者の労働時間の区別がされていない。

研究所だより

☆ 1995年1月11日以降の主な活動日誌

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 1月13日 第12回事務局会議 | 1月16日 事務所移転準備 |
| 1月19日 女性労働部会 | 1月21/22日 事務所移転 |
| 1月23日 新事務所（労働会館本館304）での業務開始 | |
| 1月26日 労働会館本館竣工披露パーティー | 1月27日 第12回所員会議 |
| 2月19日 自動車産業政策研究会 | 2月20日 第13回事務局会議、日本労働運動を読む会 |
| 2月24日 第8回定例理事会 | |
| 3月1日 「愛知の労働・経営・生活データベース」編集委員会 | |
| 3月2日 女性労働部会 | 3月3日 第13回所員会議 |
| 3月9/10日 「所報」第50号の印刷・発送 | |

☆ 今後の主な予定

- 3月19日（日） 自動車産業政策研究会（14:00～）
- 3月20日（月） 日本労働運動を読む会（18:30～）
- 4月初旬 「愛知の労働・生活・経営データベース」再刊（1995年4月号）
- 4月3日（月） 第14回事務局会議（10:00～）
- 4月5日（水） 女性労働部会（19:00～南部法律事務所）
- 4月14日（金） 第14回所員会議（18:30～新事務所）
- 4月17日（月） 日本労働運動を読む会（18:30～）
- 5月15日（月） 「所報」第51号発行、日本労働運動を読む会（18:30～）
- 5月21日（日） 自動車産業政策研究会（14:00～）
- 5月27日（土） 第9回定例理事会（18:30～）
- 9月27（水）/28（木） 1995日独セミナー（大阪）
- 10月上旬 研究所第5回総会

☆ お礼

昨年7月以来、会員にお願いしてきました新事務所移転のための増資等の結果は、以下の通りです。

- ・出資金：680,000円（目標100万円）
- 増資-305,000円（19名+4団体）
- 新規-375,000円（18名+4団体）
- ・カンパ：75,000円（3名+1団体）

事務所移転のための増資等の募集は、2月末で終了させていただきます。

ご協力いただいた会員の皆さまにあらためてお礼を申し上げます。

★お知らせ

昨年10月に発行して以来、購読募集のために休刊していましたが「愛知の労働・経営・生活データベース」を、編集内容を一新して再刊します。年8回（定期に4回、臨時で4回）の予定です

■ 所報 第50号（隔月刊）

■ 発行日 1995年3月15日

■ 発行所 愛知労働問題研究所
（略称：愛知労問研）

〒456 名古屋市熱田区沢下町9番3号
労働会館本館304

TEL・FAX (052-883-6978)

■ 編集発行人 愛知労働問題研究所

■ 定価 1部：200円+送料90円

1年：1200円+送料540円
（会員の購読料は会費に含む）

■ 送金先 郵便振替 00860-6-80604

東海銀行金山支店 普通預金
（口座番号：1368019）

※この印刷物は、再生紙を使用しています。